

林業・木材産業循環成長対策事業実施要領

令和5年6月19日林第409号制定

令和8年5月27日最終改正

林業・木材産業循環成長対策事業（以下「本事業」という。）の実施に当たっては、「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱」（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）、「林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領」（令和5年3月30日4林政経第899号林野庁長官通知。以下「国実施要領」という。）、「林業・木材産業循環成長対策交付金の事業評価実施要領」（令和5年3月30日4林政経第900号林野庁長官通知。以下「国事業評価要領」という。）並びに新潟県補助金等交付規則（昭和32年2月12日新潟県規則第7号）及び新潟県林業関係交付金交付要綱（以下「県交付金交付要綱」という。）、「建築物等における県産材利用推進に関する基本方針」（平成23年10月12日）及び「県産材利用の取組方針」（平成23年10月12日）に規定するものの他、この要領（以下「県実施要領」という。）に定めるところによる。

第1 事業の目的

林業・木材産業が内包する持続性を高めながら成長発展させ、人々が森林の発揮する多面的機能の恩恵を享受できるようにすることを通じて、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」の実現を図るべく、川上から川下までの総合的な取組に対して支援を行うことを目的とする。

また、自然災害により被害を受けた施設の早期再建と生産活動の継続・発展を図るために必要な措置を行うことを目的とする。

第2 事業の内容等

本事業は、次に掲げるメニューにより構成されるものとし、メニューごとの事業内容等は国交付要綱別表2のとおりとする。

- 1 間伐材生産
- 2 路網整備・機能強化
- 3 省力・低コスト再造林対策
- 4 先進的な林業機械等の整備
- 5 木材加工流通施設等の整備
- 6 木質バイオマス利用促進施設の整備

- 7 特用林産振興施設等の整備
- 8 木造公共建築物等の整備
- 9 木材流通施設復旧対策
- 10 きのこ生産施設等復旧対策

第3 事業種目別基準等

第2のメニューごとの基準等については、国実施要領別表2によるほか、県実施要領別表1のとおりとする。

第4 事業計画の作成等

1 事業計画の作成

第2に掲げるメニューのうち、間伐材生産、路網整備・機能強化、省力・低コスト再造林対策、木材流通施設復旧対策及びきのこ生産施設等復旧対策においては事業実施主体、先進的な林業機械等の整備、木材加工流通施設等の整備、木質バイオマス利用促進施設の整備、特用林産振興施設等の整備及び木造公共建築物等の整備においては市町村長（以下「補助事業者」という。）は、本事業を実施しようとするときは、別表2に定めるメニューごとの実施要領により事業計画を作成し、様式1号により地域振興局長又は地区振興事務所長（以下「地域振興局長等」という。）を経由して知事に提出し、その承認を受けるものとする。

2 事前点検シートの作成

地域振興局長等は、補助事業者から提出のあった事業計画書を審査し、様式2号により事前点検シートを作成し、適切であると認められるときは知事に進達するものとする。

3 事業計画の承認

知事は、2により提出された事業計画についてその内容を審査し、適切であると認められる場合にはこれを承認し、補助事業者にその旨を通知する。

4 事業計画の変更

別表2に定めるメニューごとの実施要領に定める事業計画の著しい変更は、様式3号の事業計画変更承認申請書により行うものとし、2から3の規定を準用するものとする。

第5 助成措置

知事は、予算の範囲内において事業の実施に必要な経費の一部について、交付金を交付する。交付金により助成する個々の事業は、単年度に完了することを原則とし、交付の対象となる経費の範囲は、県交付金交付要綱別表のとおりとする。

第6 事業の実施

- 1 補助事業者は、地域の実情に鑑み、過剰とみられるような施設等の整備を排除する等、徹底した事業費の低減に努めるものとする。
- 2 補助事業者は、県交付金交付要綱別表に掲げる者とするが、いずれも、相当期間にわたって事業活動を継続すること、かつ、規約等により適正な運営が行われることが確実であると認められるものに限るものとする。
- 3 施設費に関する事業の実施に当たっての留意事項については、国実施要領別紙2のとおりとする。

第7 達成状況報告

補助事業者は、個別指標の達成状況について、様式4号により地域振興局長等を経由して次のとおり知事に報告しなければならない。

- 1 個別指標を設定し達成状況を報告するメニューは、国実施要領別表3の指標のガイドラインに記載の他、林業機械リース支援とする。
- 2 目標年度は、事業完了の翌年度（以下「調査初年度」という。）から起算して5年目とする。
- 3 調査年度及び報告年度

調査は、調査初年度から目標年度までのすべての年度において行うものとし、各調査年度の翌年度の7月末日までに知事に報告する。

また、施設を運営することにより得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設（以下「収支を伴う施設」という。）に係る収支実績についても、調査初年度（事業完了年度に営業実績がある場合は、その年度分も含める。）から目標年度までのすべての年度で調査を行い、各調査年度の翌年度の7月末日までに知事に報告する。

- 4 低調な施設等についての報告

3の報告で、事業計画に対し達成率が80%未満となった年度においては、施設ごとにその要因及び目標の達成に向けた取組を別様に記載し、達成状況報告に添付するものとする。

なお、第9により改善措置等を実施する場合は、改善計画の作成をもってこれに代えることができる。

第8 事業評価

- 1 補助事業者は、国実施要領第7に定める事前評価及び事後評価の結果について、様式5号により地域振興局長等を経由して知事に報告するものとする。
ただし、木材流通施設復旧対策及びきのこ生産施設等復旧対策については、

事業評価は不要とする。

- 2 事前評価の報告は、別表2に示すメニューごとの実施要領に定める事業計画書の提出時に行うものとする。
- 3 事後評価は、第7の達成状況報告と併せて知事に報告するものとする。
また、収支を伴う施設については調査初年度から起算して3年目についても費用対効果分析を行い、知事に報告するものとする。

第9 改善措置等

- 1 補助事業者は、事業計画において設定した個別指標の達成状況が低調である場合は、その原因を調査・分析するとともに、中小企業診断士（中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第11条に定める中小企業の経営診断の業務に従事する者）等による経営指導及び事業実施主体によるその要因及び推進体制、施設の利用計画等の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画の作成を含む目標達成に向けた措置（以下「改善措置」という。）を実施し、様式6号により地域振興局長等を経由して知事に報告するものとする。ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等、補助事業者の責に帰することのできない予測不能な事態によるものを除く。
- 2 低調である場合とは、次の（1）及び（2）の場合とする。
 - （1）事業計画に定める指標の目標年度までの期間において、個別指標の目標値の達成率が3年間連続して70%未満となった場合又は単年度で50%未満となった場合。
 - （2）事業計画に定める指標が目標年度において、個別指標の目標値の達成率が70%未満となった場合。
- 3 補助事業者は、改善措置を実施した場合は、改善措置を実施した年度の翌年度から起算して5年間、改善措置に対する達成状況を様式6号に準じて地域振興局長等を経由して知事へ報告するものとする。
- 4 知事は、改善措置を実施しても、なお目標の達成率が50%未満である場合は、事業の中止又は条件を付した事業の継続等の検討を行うものとし、その結果を林野庁長官等へ報告するものとする。

第10 指導及び助言

知事は、第7により補助事業者から報告を受けた目標の達成状況が低調である場合には、指導・助言を行うものとする。

第11 事業実施条件

補助事業者は、事業の実施に当たって、別紙1の条件を遵守しなければならない

い。

第12 交付決定前着手

交付対象事業の着手（装置等の発注を含む。）は、原則として県からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合は、補助事業者は、必要性を十分検討した上で、その理由を具体的に付して、様式7号により知事に提出することとする。

第13 繰越

1 箇所又は1施設の個々の事業については、単年度で完了することを原則とする。ただし、補助事業者は、やむを得ない理由により事業を繰越する必要があるときは、あらかじめ地域振興局長等と協議の上、適当と認められた場合は、様式8号により繰越承認申請書を地域振興局長等を経由して知事に提出するものとする。

なお、繰越承認申請書の提出期限及び添付書類の種類については別途通知する。

第14 事業の推進体制

- 1 知事は、補助事業者に対して、事業実施に係る資料の提出を求めることができることとし、必要に応じて指導、助言等を行う。
- 2 補助事業者は、本事業により整備した施設について、様式9号により実行台帳を2部作成し、1部は地域振興局等を経由して知事に提出し、1部は処分制限期間中保管するものとする。
- 3 補助事業者は、事業目的の達成に努め、本事業を円滑かつ効果的に実施するとともに、施設については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

第15 事業要望調書の作成

市町村長は先進的な林業機械等の整備、木材加工流通施設等の整備、木質バイオマス利用促進施設の整備、特用林産振興施設等の整備及び木造公共建築物等の整備の事業要望を、実施年度の前年度の9月末日までに、様式10号により地域振興局長等を経由して知事に提出するものとする。

第16 その他

事業実施に必要な事項については、本要領に定めるものの他、別表2に示すメニューごとの実施要領において定める。

第 17 経過措置

「林業・木材産業成長産業化促進対策事業実施要領」は廃止する。ただし、この通知に基づいて令和 4 年度までに実施された事業に係る報告並びに令和 4 年度から繰り越された事業で令和 5 年度以降に実施されるものに係る執行、報告及び改善措置等に関する規定の適用については、なお従前の例による。

附則 この要領は、令和 5 年 6 月 19 日から適用する。

附則 この要領は、令和 6 年 3 月 12 日から施行し、令和 5 年度事業から適用する。

附則 この要領は、令和 6 年 5 月 23 日から施行し、令和 6 年度事業から適用する。ただし、改正前の本要領に基づいて実施された事業に係る執行等の規定の適用については、なお従前の例による。

附則 この要領は、令和 7 年 5 月 21 日から施行し、令和 7 年度事業から適用する。ただし、改正前の本要領に基づいて実施された事業に係る執行等の規定の適用については、第 7 の 3 を除き、なお従前の例による。

附則 この要領は、令和 8 年 5 月 27 日から施行し、令和 8 年度事業から適用する。

別表1 事業種目別基準（県）

メニュー	事業種目	採択基準（県）
間伐材生産	間伐材生産 関連条件整備活動等（間伐等と一体的に実施）	①原則 1ha あたりの搬出材積が 40m ³ 以上であること。 ②森林所有者等から書面により事業実施の承諾を得ていること。 ③生産基盤強化区域内で行うこと。 ④事業実施面積の過半から搬出すること。
路網整備・機能強化	林業専用道（規格相当）整備 （関連条件整備活動を含む）	①利用区域面積が 10ha 以上であること。 ②地権者から書面により事業実施の承諾を得ていること。 ③開設後 3 年以内に出材を伴う施業が計画されていること。
	既設林業専用道（規格相当）及び森林作業道の補強	①林業専用道（規格相当）は実施後 3 年以内、森林作業道は実施後 2 年以内に出材を伴う施業が計画されていること。
	森林作業道整備 （関連条件整備活動及び既設森林作業道の補強を含む）	①主に先進的な林業機械の走行が可能な路網であること。 ②開設後 2 年以内に出材を伴う施業が計画されていること。
	林道等の機能強化 （単独型・一体型）	①実施後 3 年以内に、出材を伴う施業が計画されていること。
	森林作業道の機能強化	①開設後 3 年以上を経過していること。 ②実施後 2 年以内に出材を伴う施業が計画されていること。
省力・低コスト 再造林対策	一貫作業システム	①森林所有者等から事業実施の承諾が得られていること。
木材加工流通 施設等の整備	木材加工流通施設整備 森林バイオマス等活用施設整備	①木材製品の製造、加工、流通を行う事業者等と連携した地域材の利用計画となっていること。
木造公共建築 物等の整備	木造公共施設整備	①使用木材量のうち県産材の占める割合が 6 割以上であること。

※本表に記載のないメニューについては、国実施要領別表 2 に記載のとおりとする。

別表2 メニューごとの実施要領一覧

別記1	林業・木材産業循環成長対策事業（間伐材生産）実施要領
別記2	林業・木材産業循環成長対策事業（路網整備・機能強化）実施要領
別記3	林業・木材産業循環成長対策事業（省力・低コスト再造林対策）実施要領
別記4	林業・木材産業循環成長対策事業（先進的な林業機械等の整備・林業機械リース支援）実施要領
別記5	林業・木材産業循環成長対策事業（木材加工流通施設等の整備）実施要領
別記6	林業・木材産業循環成長対策事業（木質バイオマス利用促進施設の整備）実施要領
別記7	林業・木材産業循環成長対策事業（特用林産振興施設等の整備）実施要領
別記8	林業・木材産業循環成長対策事業（木造公共建築物等の整備）実施要領
別記9	林業・木材産業循環成長対策事業（木材流通施設復旧対策）実施要領
別記10	林業・木材産業循環成長対策事業（きのこ生産施設等復旧対策）実施要領

交付金交付の条件

- 1 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成 30 年 3 月 30 日 29 林政政第 893 号農林水産事務次官依命通知）、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和 5 年 3 月 30 日 4 林政経第 899 号林野庁長官通知）、林業・木材産業循環成長対策交付金の事業評価実施要領（令和 5 年 3 月 30 日 4 林政経第 900 号林野庁長官通知）並びに新潟県補助金等交付規則（昭和 32 年 2 月 12 日新潟県規則第 7 号）及び新潟県林業関係交付金交付要綱、「建築物等における県産材利用推進に関する基本方針」（平成 23 年 10 月 12 日）及び「県産材利用の取組方針」（平成 23 年 10 月 12 日）の定めによるほか、林業・木材産業循環成長対策事業実施要領等に従わなければならない。
- 2 補助事業者は、交付金事業に要する経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 3 補助事業者は、交付金事業の内容の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 補助事業者は、交付金事業を中止又は廃止しようとする場合は、知事の承認を受けなければならない。
- 5 補助事業者は、交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 6 補助事業者は、交付金の交付を申請するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金等に係る消費税仕入控除税額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した各事業主体については、次の条件に従わなければならない。
 - (1) 補助事業者は、交付金事業の実績報告を行うに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
 - (2) 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税の申告により交付金事業に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において(1)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月15日までに、知事に報告しなければならない。

- 7 補助事業者は、この交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、交付金事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

また、交付金事業により取得し又は効用の増加した財産については、処分制限期間を経過するまでの間、当該財産の取得事業名、取得価格、交付金の額、取得時期、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳（様式9号）並びにその他必要な関係書類を整備保管しなければならない。

- 8 補助事業者は、この交付金に係る経理を、他の経理と明確に区分して行わなければならない。

- 9 補助事業者は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付金事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従って使用し、その効率的な運営を図らなければならない。

- 10 補助事業者は、交付金事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、処分制限期間においては、知事の承認を受けずに、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

また、処分制限期間内に知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を知事に納付させることがある。

ただし、交付金事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付金の交付申請書に記載してある場合は、次の条件により知事の承認を受けたものとする。

- (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率等に乗じた金額を納付すること。
- (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

- 11 補助事業者は、交付金事業により設置した別記に掲げる施設等が、当該施設等の転用制限基準に該当することとなる場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

また、知事の承認を得て、当該施設等の転用又は用途変更をした場合は、当該転用に係る施設等につき交付を受けた交付金相当額の全部又は一部を知事に納付しなければならない。

ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため前記により難しい場合には、知事に協議することができる。

- 12 補助事業者は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産及び設置した施設等がそれぞれ処分制限期間及び転用制限期間内に交付金交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに知事に協議し、その指示に従って当該財

産の取得又は当該施設等の設置に要した交付金相当額の全部又は一部を知事に納付しなければならない。

- 13 補助事業者は、交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付金事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 14 補助事業者は、13 により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合わせ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別紙様式 1 による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 15 補助事業者は、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切だと判断される行為を行ってはならない。
- 16 市町村以外の補助事業者は、交付金の申請に当たり、15 を約した「誓約書」（県交付金交付要綱別記に規定する様式）を添付しなければならない。
- 17 市町村以外の補助事業者は、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）（令和 3 年 2 月 26 日付け 2 林政経第 458 号林野庁長官通知）」又は「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）（令和 3 年 2 月 26 日付け 2 林政経第 168 号林野庁長官通知）」を踏まえて作業安全に関する取組を行うものとし、林野庁が定める「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：【林業】又は【木材産業】）（【事業者向け】又は【事業者団体向け】）チェックシート」を記入の上、事業計画の申請に当たり、知事へ提出するものとする。ただし、過去 1 年以内に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。
- 18 補助事業者は、国実施要領の別記様式 1 号－1 の「みどりチェック」チェックシート（林業事業者等向け）又は別記様式 1 号－2 の「みどりチェック」チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）を記入の上、事業計画の承認申請及び事業完了の報告に当たり、知事へ提出するものとする。
- 19 補助事業者は、事業の完了により相当の収益が生ずると認められる場合には、交付金の全部又は一部を知事に納付させることがある。
- 20 補助事業者は、次のいずれにも該当してはならない。
 - (1) 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例 23 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 役員等（法人である場合には役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者
 - (4) 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (5) 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用して
いる者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど暴力

団の維持運営に協力し、又は関与している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(8) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

- 21 補助事業者が知事から交付された交付金を更に他の事業実施主体へ交付するときには、交付金事業に係る交付金の交付申請、受領及び交付金の交付並びに事業実施の指導監督に係る事務を行うとともに、上記 1 から 20 までに掲げる条件と同趣旨の条件を付さなければならない。

別記（第11関係）

施設等	転用制限基準	交付金の返還範囲
林業専用道（規格相当） 森林作業道	交付金交付年度の翌年度から起算して5年以内に当該林業専用道（規格相当）及び森林作業道について、その全部又は一部が転用若しくは用途変更をされ、又は補助目的を達成することが困難になったとき。	全部又は一部
間伐材生産（不良木の淘汰、鳥獣害防止施設等） 樹木園等 樹林造成（新植、保育） 発生環境整備等（栽培地） ほだ場整備	交付金交付年度の翌年度から起算して5年以内に当該林地又は当該施設の全部又は一部が転用されたとき。（当該林地を売り渡し若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等を設定した林地以外の用途に転用する場合を含む。）	全部又は一部
貯木場 （附帯道路、増設・舗装を含む。） 広場 （附帯道路を含む。） 作業ポイント その他土地整備 （大蔵省令に定めるものを除く。）	交付金交付年度の翌年度から起算して8年以内に施設等の全部又は一部が目的以外に転用され残存施設等では所期の目的を達成することが困難になったとき。	全部又は一部